

令和元年台風第19号に係る 賃貸型応急住宅(みなし仮設)のご案内



災害救助法に基づき、令和元年台風第19号により全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、居住する住家がない方や二次災害等のおそれにより住家に住むことができない方に対して、次のとおり一時的な住まいを提供しますのでお知らせします。

1 対象の方

次の各号の要件を満たす方(世帯)が対象となります。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 住家が全壊の被害を受け、居住する住家がないこと。

イ 住家が大規模半壊又は半壊の被害を受け、水害により流入した土砂、流木等により住家に居住できないこと。

ウ 二次災害等により住家が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり住家に居住できないこと。(罹災証明書による判断ができないため、建築・住まい政策課へあらかじめ相談してください。)

(2) 自らの資力では、住家を得ることができないこと。

(3) 住宅の応急修理を利用していないこと。

(4) 暴力団員でないこと。

2 賃貸型応急住宅の条件

次の全ての要件を満たす住宅を市が借り上げて提供します。

(1) 市内の民間賃貸住宅

(2) 貸主から同意を得ているもの

(3) 耐震性を有するもの

(4) 家賃が右の要件を満たすもの

世帯人員	1か月あたりの家賃
1人	55,000円以内
2人	75,000円以内
3~4人	85,000円以内
5人以上	110,000円以内

注意事項

ア 原則として、市が示す協力不動産店リストに掲載されている業者がアッセンする物件が対象です。

イ 賃貸型応急住宅に入居された後に、新たに別の応急仮設住宅に入居することはできません。

ウ 既に入居されている民間賃貸住宅を、賃貸型応急住宅として借り上げることはできません。

エ 家賃の差額を支弁する等により、上限額を超える住宅に入居することはできません。

3 費用負担

(1) 市の負担

ア 家賃(2の(4)のとおり)

イ 共益費(実費相当額、管理費を含む。) 通常支払う額

- ウ 礼金（家賃の1か月分を限度）
- エ 仲介手数料（家賃の0.5か月分（税別）を限度）
- オ 損害保険料 市（借主）が保険に加入します。
- カ 入居時鍵等交換費用（実費相当額） 社会通念上必要な額
- キ 退去修繕負担金（1年あたり家賃の1か月分を限度）

(2) 入居者の負担

- ア 公共料金（光熱水費）、駐車場使用料、自治会費など
- イ 入居者の故意又は重大な過失により、上記（1）キ「退去修繕負担金」を超える原状回復費用が必要となったときは、その差額

4 入居期間

入居時から2年以内

5 受付場所・時間（令和元年10月29日（火）から受付を開始します。）

(1) 受付場所

- ア 津久井総合事務所（緑区中野633）
- イ 相模湖総合事務所（緑区与瀬896）
- ウ 藤野総合事務所（緑区小淵2000）
- エ このほか、郵送で申請することも可能です。

左記のほか、臨時の受付窓口を開設いたします。

- 11月1日（金）鳥屋出張所、青根出張所
- 11月5日（火）串川出張所、青野原出張所
（午前10時～正午、午後1時～午後4時）

（〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 建築・住まい政策課）

(2) 受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～午後4時となります。
ただし、11月2日（土）～11月4日（月・祝）は、上記時間で受付を行います。

6 問合せ先

専用ダイヤル：042-707-7041（5（2）と同じ時間内）

7 入居までのおおまかな流れ

